特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	国民健康保険の資格管理に関する事務書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務			
②事務の概要	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、 資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等 の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに 接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認 等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。			
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等 オンライン資格確認等システム			

2. 特定個人情報ファイル名

国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表の第24、44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で

並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機

関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携	
		<選択肢>
①実施の有無	「実施する]	1) 実施する
() 大心の 円 無		2) 実施しない
		3) 未定
②法令上の根拠	定める事務及び情報を定める命令(平府・総務省令第七号) 第71条、第73 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表の第2、3、6 1、115、125、131、137、141、14 並びに内閣府・総務省令第七号 第45	を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣条 6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、11 14、158項 条、第5条、第8条、第15条、第18条、第21条、第26条、第40 6条、第71条、第84条、第89条、第113条、第117条、第127

5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	市民福祉部市民課			
②所属長の役職名	市民課長			
6. 他の評価実施機関				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	潮来市総務部総務課 茨城県潮来市辻626番地 TEL:0299-63-1111(代表)				
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	連絡先 潮来市市民福祉部市民課 茨城県潮来市辻626番地 TEL:0299-63-1111(代表)				
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		₹満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	l7年10月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年10月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実施	X-111-1] ぞれ重点項目評価詞	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で	ド全項目評価書	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシ	ノステムを通じた	人手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを選	低じた提供を除く。) [C]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠		本人からのマイ	一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー イナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報 とを厳守している。		

9. 監査		
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>	
判断の根拠	情報提供不少ドプーグンステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定し、「 イン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	- '

変更簡		本事物の和競	変更後の記載	40 June 10	福山吐物(
义之口	項目 I 関連情報	変更前の記載	変更数の配収	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民福祉部保険年金課	市民福祉部市民課	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保険年金課長 川井 恒夫	市民課長 今泉 典子	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	潮来市市民福祉部保険年金課 茨城県潮来市 辻626番地 TEL:0299-63-1111(代表)	潮来市市民福祉部市民課 茨城県潮来市辻 626番地 TEL:0299-63-1111(代表)	事後	
平成27年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未满	1,000人以上1万人未满	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 (2)事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得要・変更等の管理、被保険者 による資格の得要・変更等の管理、被保険者 証、高齢を急格証 限度機適用設定証 特定 疾病療養受療証等の発行、レセブトのチェック・ 管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ① 中語書や冨出書に関する確認 ② 被保険者の資格管理や結付等に係る所得区 分の判定の確認 3限度報適用設定証の発行に係る国民健康保 族校の納付状況の確認	地方形法、国民健康保険法および行政手続 における特定の個人を鑑別するための番号の 利用等に関する法律(以下電号も法という)の 規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民の異動届(転入、転出、社入、社難等)、 生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱過手級業務を行う。 中地帯主からの国民健康保険の基準収入認適 用に関する申請書から、所得区分を再明定して 。 一世帯主からの国民健康保険の基準収入認適 免除、微収期予適用の可否判定を行う。 、世報・社がらの国民健康保険に割する 、対策の関係を表している。 、世報・との別表を表している。 、世報・との別表を 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は	事前	
平成29年7月1日	I 関連情報 I.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 (3)システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム	国民健康保険資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 東期国保総ラムテムおよび国保情報集約システム (も)上いう。 *国保総合(国保集約)システムは、国保連合 会に設置される国保総合(国保集約)システム サーバ群と、市区町村に設置される国保総合 PCで構成される。	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 今泉 典子	市民課長 長谷川 哲也	事後	
平成30年4月1日	I しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	市民課長 長谷川 哲也	市民課長	事後	
平成30年9月1日	I しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策	_	「リスク対策」様式変更に伴う追加	事後	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	被保険者マスタ作成システム	_	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I 関連情報 I 特報ファイルを取 規定番係 ②事務の概要	地方税法、国民健康保険法および行政手続に おける特定の個人を護別するための番号の利 用等に関する法律、以下番号法というの提 定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り 扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、 生活保護受給情報による国民健康保険の加 人、脱退手転業務を行う。 ・世帯主から四国民性健康保険の基準収入観点で 一世帯主から四国民性健康保険の加 力量の報告を終むを発行する。 ・世帯主から四国民性健康保険の加 力量の報告を終むを発行する。 ・地帯主がの国民性健康保険の が 世帯主がの国民性健康保険のは が 世帯主がの の国民性健康保険における、一部負 担金減額申請書等から、一部負担金減額、 免除、微収海市の一部で制定を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情 報を国保情報をおまび、所報提供ネットワークシステ ムに接続して各情報保有機関、保育、情報提供 に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登 録する。	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則りる法律等の規定に則り る法律等の規定に則り保険証の発行、所得資産の管理・ 保険税(料)の賦謀、レセアトのチェック・管理・ 務差費等の能付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②治療保険者の資格管理や総付等に係る所得 情報提供に必要な特定個人情報を割本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報を割本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報を割本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに表しても変し、 情報提供ネットワーク ものでは、 他を行う。 また、国保運合会における資格継続業務、高額 該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライの資 格磋送等システムでの被保険者構動の割無の ために、 国保運合会に被保険者異動情報(資格 情報である。	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	中間サーバー・ソフトウェア 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム ステム(以下)国民総合「国保集約システム (*)という。) *国保総合国保集約システムは、国保連合会に設置される国保総合国保集約システム サーバ群と、市団村に設置される国保総合 PCで構成される。	中間サーバー 国際情報集約システム 国際総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 現名情報ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 別名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(個人)ファイル 世報等(限分析報ファイル 世報のアイル 世紀のアイル 世紀のアイル 世紀のアイル 世紀のアイル 世紀のアイル	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16,30項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令第16条、第24条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日送第二十七号)(以下、番号 法)第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに行政手続とおけら特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成 二十六年九月十日内閣府・総務令第五号 第16条、第24条 、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 4、情報とサインス ラムによう情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項 並びに番号法別表第二の主務省令で定める事 務及び情 欄を定める命令第25条、第26条 「情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第42項並び に番号法別異第二の主務省令で定める事務及 で定める命令第25条	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44 項 並がに行政手続における特定の個人を護別するための番号の利用等に関する法律別表第二の ウェ発名令で定める事務及八時機を定める事務を「特職を定める事務を「特職を定める事務を「大阪工・大阪工・大阪工・大阪工・大阪工・大阪工・大阪工・大阪工・大阪工・大阪工・	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 総合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保能会システム 医療保険者等向け中間サーバー等 総合窓ロシステム	国民健康保険(資格)システム 総合宛名ンステム 国保情報集約システム 国保持のシステム 医療保険者等向け中間サーバー等 オンライン資格確認等システム	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		■情報熙会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44 項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用を関する法律別表第二 の主務省令で定める事務の以前権を定める命 令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務 省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第25条、第26条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別素第二の第42、44 項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務 省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第25条、第26条		
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報選供ネットワークシス テムによる情報選携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、 9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、 58、62、78、80、87、93、97、106、109、 120項	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、 9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、 58、62、78、80、87、93、97、106、109、 120項	事後	
		並以に内閣府·総務省令第七号 第2条、第3 条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、 第12条の3、第15条、第19条、第20条、第2 条92、第24条の2、第25条、第31条の2、 第33条、第41条の2、第43条、第44条、第4 6条、第49条、第53条、第55条の2、第59条 の3	並以に内閣府・総務省令第七号 第2条、第3 条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、 第12条の3、第15条、第19条、第20条、第2 全条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、 第33条、第41条の2、第43条、第44条、第4 6条、第49条、第53条、第55条の2、第59条 の3		
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 計価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を機別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十日は鉄第二十七号(以下、番号 法) 第9条第1項、別乗第一の第16、30項 並びに行政手続における特定の個人を機別す むための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成 二十六年九月十日内閣庁、総務省令第五号) 第16条、第24条、 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日建筑三十七号)(以下、番号 法)第9条第1項、別表の第24、44項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための書号の形成の一般である。 形名令で定める事務を定める命令(平成二十 六年九月十日附原・総務省令第五号)第1 6条、第24条、 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項 第2項	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 4.情報キットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	国情報照要の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、44 項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用に関する法律別表第二 の主務省令で見の等等及以情報を定める 条(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務 省令第七号)以、内閣府・総務省令第七号) 第25条、第26条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表の第69、71項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省 令第七号(以下、内閣府・総務省令第七号) 第71条、第73条	事前	
		■情報提供の根拠 番号法第19条号、別表第二の第2、3、5、 9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 近びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第56条、第19条の2、第11条の2、第11条の2、第11条の2、第11条の2、第12条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第25条、第35条、第45条、第45条、第45条、第45条、第45条、第45条、第45条、第4	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表の第2、3、6、13、1 6、19、27、38、42、48、56、65、69、83、 87、111、115、125、131、137、141、14 4、158項 並以に内閣府・総務省令第七号 第4条、第5 条、第49条、第15条、第16条、第21条、第26 条、第47条、第15条、第16条、第26 6、第71条、第15条、第133条、第133条、第133条、第143条、第14条、第64条		
		■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附削第6条第4項 (利用目的:情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準 億として機関外符号を取得する等)、並びに国 民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的・情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準 備として機関別符号を取得する等)、並びに国 民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項		
令和6年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の敬庶や、住基ネット照会を行う際には作儀以足住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策最 も優先度が高いと考えられる 対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策当 該対策は十分か【再掲】	-	十分である。	事前	
	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに 設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素 認証を用いてアクセスするため。	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	